

教育振興基本計画・学習指導要領等関係資料

平成30年6月

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
- 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 地域や家庭の状況変化
 - 教師の負担
 - 高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

≪個人と社会の目指すべき姿≫

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

≪教育政策の重点事項≫

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
 - ◇学校施設の安全性確保(防災・老化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上
 - ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
 - ◇大学施設の改修 等
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

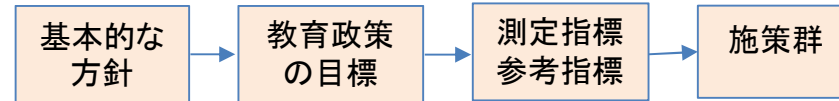
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2) 豊かな心の育成<〃>		
	(3) 健やかな体の育成<〃>		
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>		
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進		
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(13) 障害者の生涯学習の推進	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等		
	(17) ICT利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

第3期教育振興基本計画【抜粋】 (平成30年6月15日 閣議決定)

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

(13) 障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

参考指標

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の活動の機会が確保されていると回答する障害者の割合

○ 学校卒業後における障害者の学びの支援

障害者の各ライフステージにおける学びを支援し、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげることができるよう、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するための、効果的な学習プログラムや実施体制等に関する研究や成果普及等を行う。

○ 地域学校協働活動の推進

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育の充実を図る。

○ 大学等における学生支援の充実

障害のある学生の在籍者数が急激に増加している高等教育段階の状況を踏まえ、各大学等における修学支援・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関(福祉や労働行政機関、障害当事者団体、企業等)とが連携した取組を促進することにより、各大学等における障害のある学生の修学を支援する。また、放送大学においてまた、放送大学においてテレビ授業への字幕付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

○ 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

障害者の継続的なスポーツの実施促進に向け、身近な場所でスポーツを実施できる環境整備や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくりを進める。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る。併せて、図書館等の環境整備を促進する。

障害者基本計画（第4次）【抜粋】 （平成30年3月30日 閣議決定）

9. 教育の振興

基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。

また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努める。

さらに、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

(2) 教育環境の整備

(3) 高等教育における障害学生支援の推進

(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

○ 学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。

○ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

○ 放送大学において、テレビ授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援を一層充実する。

○ 公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。

○ その他、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に関する閣議決定等

経済財政運営と改革の基本方針2018

(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(2) 投資とイノベーションの促進

② 教育の質の向上等

… **障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。**

7. 安全で安心な暮らしの実現

(4) 暮らしの安全・安心

③ 共助社会・共生社会づくり

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進する…

自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上(第十次提言)

(平成29年6月1日教育再生実行会議)

3. これまでの提言の確実な実行に向けて

(2) 提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項

④ 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育(第九次提言関連)

・障害のある人が**学校卒業後も継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう学校外での利用しやすい学習・訓練等の機会を充実**する。

人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点整理

(平成29年3月28日学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議)

4. 今後の社会教育の在り方と留意すべき点

(2) 社会教育に期待される役割と方向性

(社会教育に期待される三つの役割)

② 社会的包摂への寄与

○…特に、障害者が、**学校卒業後も生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、社会教育が障害者の生きがいきづくり、地域とのつながりづくりに貢献**していくことが重要である。

5. 持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点

(1) 社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップの推進

(学校との連携・協働の推進)

○…今後、障害者が生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、**地域の実情を踏まえ、公民館や図書館、博物館はもとよりNPOや企業など様々な主体の参画も得て、放課後や土曜日等における多様な学習・体験プログラムの提供**が全国的に促進されることが望まれる。

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における**「カリキュラム・マネジメント」**の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



主体的な学び
対話的な学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

特別支援学校の教育課程

- 特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）小学部， 中学部， 高等部
教育課程は，それぞれ小学校， 中学校， 高等学校と同じ各教科等と「自立活動」で編成
各教科の目標及び内容等は、小学校， 中学校， 高等学校の各教科に準ずる

- 特別支援学校（知的障害）小学部， 中学部， 高等部

小学部の教育課程（平成29年告示学習指導要領）

各教科						特別の教科 道徳	外国語活動 ※	特別活動	自立活動
生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				

※外国語活動を設けることができる

中学部の教育課程（平成29年告示学習指導要領）

各教科										特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	※				

※外国語を設けることができる

高等部の教育課程（平成21年告示学習指導要領）

各学科に共通する各教科										道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	主として専門学科において開設される各教科				
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語					※	情報	※	家政	農業

※外国語、情報を設けることができる

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(平成28年12月中央教育審議会)(抄)

第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

第1章 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

5. 特別支援学校

(2) 具体的な改善事項

② 知的障害者である児童生徒に対する教育課程

- 小学校等の学習指導要領等の改訂において、各学校段階の全ての教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容が整理されたことを踏まえ、知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について小学校等の各教科の目標や内容の連続性・関連性を整理することが必要である。
- 各部の各段階において育成を目指す資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう、各段階共通に示している目標を、段階ごとに示すことが必要である。
- 各部間での円滑な接続を図るため、小学部、中学部及び高等部の各部や各段階の内容のつながりを整理し、小学部と中学部、中学部と高等部間や段階間で系統性のある内容を設定することが必要であり、特に、現行では一段階のみで示されている中学部については、新たに第二段階を設けることが適当である。
- 小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、児童の実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動の内容を加えることができるようにすることが適当である。
- 各教科については、小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実を図ることが必要である。
- 障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、既に当該各部の各教科における段階の目標を達成しているなど、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、当該各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようにすることが適当である。
- 教科別や領域別に指導を行う場合の基本的な考え方を十分に理解した上で、各教科等を合わせた指導が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫することが重要である。
- 児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント（抜粋）

1. 今回の改訂の基本的な考え方 ・ 幼稚部30年度、小学部32年度、中学部33年度、高等部34年度入学者から実施予定。

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と**卒業後の自立と社会参加に向けた充実**。

2. 教育内容等の主な改善事項（抜粋）

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ**、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

特別支援学校学習指導要領における生涯学習の取扱い

特別支援学校小学部・中学部 学習指導要領(平成29年4月告示)

第1章 総則

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(4) 児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

解説

(4) 生涯学習への意欲の向上（第1章第5節の1の(4)）

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある児童生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていこうとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある児童生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科等の指導や、第1章総則第4節の1の(7)及び第5節の1の(3)、第6節の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある児童生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)(抄)

第2章 各教科

第2節 中学部

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔社会〕

1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、社会的事象について関心をもち、具体的に考えたり関連付けたりする活動を通して、自立し生活を豊かにするとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや役割、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して理解するとともに、経験したことと関連付けて、調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象について、自分の生活と結び付けて具体的に考え、社会との関わりの中で、選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会に主体的に関わろうとする態度を養い、地域社会の一員として人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養う。

○1段階

(1) 目標

日常生活に関わる社会的事象が分かり、地域社会の一員としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- ア 身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動、地域の産業と消費生活の様子及び身近な地域の様子の移り変わり並びに社会生活に必要なきまり、公共施設の役割及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して、自分との関わりが分かるとともに、調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- イ 社会的事象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する基礎的な力を養う。
- ウ 身近な社会に自ら関わろうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養う。

○2段階

(1) 目標

日常生活に関わる社会的事象について理解し、地域社会の一員としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- ア 自分たちの都道府県の地理環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える役割、自然災害から地域の安全を守るための諸活動及び地域の伝統と文化並びに社会参加するためのきまり、社会に関する基本的な制度及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- イ 社会的事象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する力を養う。
- ウ 社会に自ら関わろうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養う。

○1段階

(2) 内容

ア 社会参加ときまり

- (ア) 社会参加するために必要な集団生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 学級や学校の中で、自分の意見を述べたり相手の意見を聞いたりするなど、集団生活の中での役割を果たすための知識や技能を身に付けること。
 - ① 集団生活の中で何が必要かに気付き、自分の役割を考え、表現すること。
- (イ) 社会生活に必要なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 家庭や学校でのきまりを知り、生活の中でそれを守ることの大切さが分かること。
 - ① 社会生活ときまりとの関連を考え、表現すること。
- #### イ 公共施設と制度
- (ア) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 身近な公共施設や公共物の役割が分かること。
 - ① 公共施設や公共物について調べ、それらの役割を考え、表現すること。
- (イ) 制度の仕組みに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 身近な生活に関する制度が分かること。
 - ① 身近な生活に関する制度について調べ、自分との関わりを考え、表現すること。

ウ 地域の安全

- (ア) 地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 地域の安全を守るため、関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。
 - ① 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の働きを考え、表現すること。

○2段階

(2) 内容

ア 社会参加ときまり

- (ア) 社会参加するために必要な集団生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 学級や学校の中で、意見を述べ合い、助け合い、協力しながら生活する必要性を理解し、そのための知識や技能を身に付けること。
 - ① 周囲の状況を判断し、集団生活の中での自分の役割と責任について考え、表現すること。
- (イ) 社会生活に必要なきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 家庭や学校、地域社会でのきまりは、社会生活を送るために必要であることを理解すること。
 - ① 社会生活に必要なきまりの意義について考え、表現すること。
- #### イ 公共施設と制度
- (ア) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 自分の生活の中での公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。
 - ① 公共施設や公共物の役割について調べ、生活の中での利用を考え、表現すること。
- (イ) 制度の仕組みに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 社会に関する基本的な制度について理解すること。
 - ① 社会に関する基本的な制度について調べ、それらの意味を考え、表現すること。

ウ 地域の安全

- (ア) 地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 地域の関係機関や人々は、過去に発生した地域の自然災害や事故に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。
 - ① 過去に発生した地域の自然災害や事故、関係機関の協力などに着目して、危険から人々を守る活動と働きを考え、表現すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)(抄)

第2章 各教科

第2節 中学部

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔音楽〕

1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに興味や関心をもって関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲名や曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を考えると、曲や演奏のよさなどを見いだしながら、音や音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 進んで音や音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じるとともに、様々な音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

○1段階

(1) 目標

- ア 曲名や曲の雰囲気と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付けるようにする。
- イ 音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや、音や音楽を味わいながら聴くことができるようにする。
- ウ 進んで音や音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に触れるとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

○2段階

(1) 目標

- ア 曲名や曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくり、身体表現の技能を身に付けるようにする。
- イ 音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさを見いだしながら、音や音楽を味わって聴くことができるようにする。
- ウ 主体的に楽しく音や音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを味わいながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)(抄)

第2章 各教科

第2節 中学部

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔美術〕

1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 造形的な視点について理解し、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。
- (2) 造形的なよさや面白さ、美しさ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや材料などを基に、発想し構想するとともに、造形や作品などを鑑賞し、自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。
- (3) 創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を営む態度を養い、豊かな情操を培う。

○1段階

(1) 目標

- ア 造形的な視点について気付き、材料や用具の扱い方に親しむとともに、表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。
- イ 造形的なよさや面白さ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや思ったこと、材料などを基に、発想し構想するとともに、身近にある造形や作品などから、自分の見方や感じ方を広げることができるようにする。
- ウ 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を営む態度を養う。

○2段階

(1) 目標

- ア 造形的な視点について理解し、材料や用具の扱い方などを身に付けるとともに、多様な表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。
- イ 造形的なよさや面白さ、美しさ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや想像したこと、材料などを基に、発想し構想するとともに、自分たちの作品や美術作品などに親しみ自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。
- ウ 主体的に美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を高め、心豊かな生活を営む態度を養う。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)(抄)

第2章 各教科

第2節 中学部

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔保健体育〕

1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動や健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

○1段階

(1) 目標

- ア 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- イ 各種の運動や健康な生活における自分の課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝える力を養う。
- ウ 各種の運動に進んで取り組み、きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

○2段階

(1) 目標

- ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けるようにする。
- イ 各種の運動や健康な生活における自分やグループの課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝える力を養う。
- ウ 各種の運動に積極的に取り組み、きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進と回復に進んで取り組む態度を養う。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)(抄)

第2章 各教科

第2節 中学部

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔職業・家庭〕

1 目標

生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。
- (2) 将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい家庭生活や将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

○1段階

(1) 目標

家庭分野

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ア 家庭の中の自分の役割に気付き、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

イ 家庭生活に必要な事柄について触れ、課題や解決策に気付き、実践し、学習したことを伝えるなど、日常生活において課題を解決する力の基礎を養う。

ウ 家族や地域の人々とのやりとりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫しようとする態度を養う。

○2段階

(1) 目標

家庭分野

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

ア 家族や自分の役割について理解し、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

イ 家庭生活に必要な事柄について考え、課題を設定し、解決策を考え、実践し、学習したことを振り返り、考えたことを表現するなど、日常生活において課題を解決する力を養う。

ウ 家族や地域の人々とのやりとりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

○1段階

(2) 内容

家庭分野

A 家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族

自分の成長に気付くことや家族のことなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分の成長を振り返りながら、家庭生活の大切さを知ること。

(イ) 家族とのやりとりを通して、家族を大切にす気持ちを作り、よりよい関わり方について気付き、それらを他者に伝えること。

イ 家庭生活と役割

家庭の中での役割などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 家庭における役割や地域との関わりについて関心を持ち、知ること。

(イ) 家庭生活に必要なことや自分の果たす役割に気付き、それらを他者に伝えること。

ウ 家庭生活における余暇

家庭における余暇の過ごし方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 健康や様々な余暇の過ごし方について知り、実践しようとする。

(イ) 望ましい生活環境や健康及び様々な余暇の過ごし方について気付き、工夫すること。

エ 幼児の生活と家族

幼児と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 幼児の特徴や過ごし方について知ること。

(イ) 幼児への適切な関わり方について気付き、それらを他者に伝えること。

○2段階

(2) 内容

家庭分野

A 家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族

自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分の成長を振り返り、家庭生活の大切さを理解すること。

(イ) 家族とのやりとりを通して、家族を大切にす気持ちを育み、よりよい関わり方について考え、表現すること。

イ 家庭生活と役割

家庭生活での役割などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 家庭における役割や地域との関わりについて調べて、理解すること。

(イ) 家庭生活に必要なことに関して、家族の一員として、自分の果たす役割を考え、表現すること。

ウ 家庭生活における余暇

家庭生活における健康や余暇に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 健康管理や余暇の過ごし方について理解し、実践すること。

(イ) 望ましい生活環境や健康管理及び自分に合った余暇の過ごし方について考え、表現すること。

エ 家族や地域の人々との関わり

家族との触れ合いや地域の人々と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 地域生活や地域の活動について調べて、理解すること。

(イ) 家族との触れ合いや地域生活に関心を持ち、家族や地域の人々と地域活動への関わりについて気付き、表現すること。

○1段階

(2) 内容

家庭分野

C 消費生活・環境

ア 身近な消費生活

買物の仕組みや必要な物の選び方などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 生活に必要な物の選び方, 買い方, 計画的な使い方などについて知り, 実践しようとする事。

(イ) 生活に必要な物を選んだり, 物を大切に使うこと。

イ 環境に配慮した生活

身近な生活の中で環境に配慮することに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生活の中で, 環境に配慮した物の使い方などについて知り, 実践しようとする事。

(イ) 身近な生活の中で, 環境に配慮した物の使い方などについて考え, 工夫すること。

○2段階

(2) 内容

家庭分野

C 消費生活・環境

ア 身近な消費生活

身近な消費生活について考えることなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 生活に必要な物の選択や扱い方について理解し, 実践すること。

(イ) 生活に必要な物について考えて選ぶことや, 物を大切に使う工夫をすること。

イ 環境に配慮した生活

自分の生活と環境との関連などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 身近な生活の中での環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解し, 実践すること。

(イ) 身近な生活の中で, 環境との関わりや環境に配慮した生活について考えて, 物の使い方などを工夫すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)(抄)

第7章 自立活動

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

(参考) 人生100年時代と超スマート社会 (Society 5.0)

人生100年時代を豊かに生きる、超スマート社会(Society 5.0)を生きる
教育を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化



出典: 第3回人生100年時代構想会議 資料2-2リンダ・グラットン議員提出資料 (事務局による日本語訳)

出典: CSTIホームページ

若年期において資質・能力を身に付けることに加え、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことが必要。

生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長し、新たな価値を生み出し、輝き続ける力を育成することが不可欠。その際、溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすため、基本的な情報活用能力を育成することも重要な課題。

教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを
今後の教育政策の中心に据えて取り組む

出典: 中央教育審議会 教育振興基本計画部会第21回(平成30年2月23日)資料4より

障害者の生涯学習活動に関する実態調査 (概要) 【抜粋】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

<調査概要>

【目的】 学校卒業後の障害者の学校から社会への移行期及び人生の各ライフステージにおける効果的な学習に係る支援の推進に向け、都道府県、市区町村及び特別支援学校における学習プログラム提供の実態や体制整備の状況等の全国的・基礎的データを収集・分析すること

【対象】都道府県、市区町村、特別支援学校（悉皆）

【調査実施期間】平成29年12月～30年1月

【回答状況】 都道府県(有効回答数 74.5%)
市区町村(同 53.6%)
特別支援学校(同 44.2%)

7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況①【都道府県】

都道府県

○ 現在提供している事業・プログラムとしては、
 ・スポーツ
 ・文化的な活動（音楽、絵画・造形等）
 ・障害のある者となない者の交流活動
 等が多くなっている。

○ 今後提供したい事業・プログラムの内容としては

・社会生活に必要な知識・スキル

（地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能、資格や免許に関すること、社会保険（年金・保険等）や住民福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等）

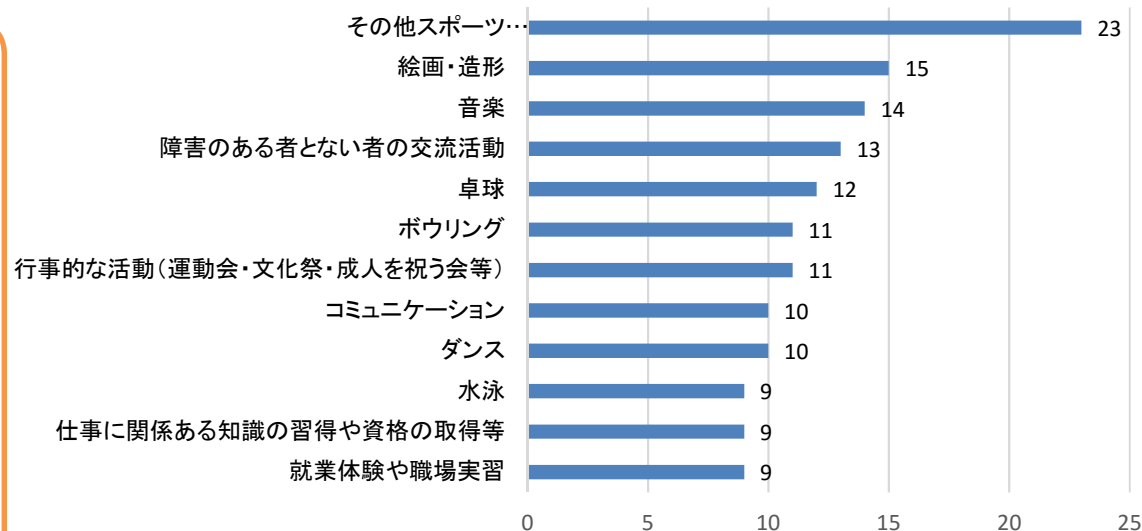
・その他

（主体的・協働的に調べ・まとめ・発表する活動、自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習、障害のある者となない者の交流活動）



スポーツ・文化的な活動だけでなく、社会生活に必要な知識・スキルや、障害のある者となない者の交流活動などの学習を充実していくことが必要

【提供している事業・プログラムの内容】



※その他スポーツは、ボッチャ、車椅子バスケットボール、フライングディスク、陸上等

<今後提供したい事業・プログラムの内容>

（事業・プログラムがないと回答した都道府県）

- ・地域活動・ボランティア活動のために必要な知識・技能（3）
- ・障害のある者となない者の交流活動（3）
- ・自ら学習や交流を企画するスキルに関する学習（2）

その他、資格や免許に関すること（1）、社会保険（年金・保険等）や住民福祉サービス（1）、コミュニケーション（1）、ストレスマネジメント（1）等

7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況②【市区町村】

市区町村

○ 現在提供している事業・プログラムとしては、

- ・スポーツ
- ・行事的な活動
- ・文化的な活動（音楽、絵画・造形等）

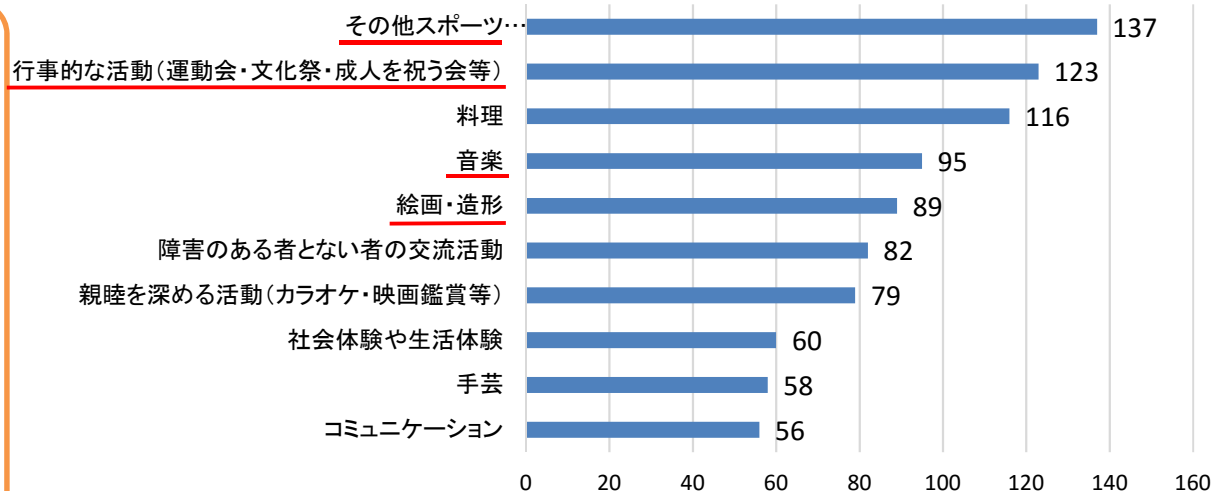
が多くなっている。

○ 一方、今後提供したい事業・プログラムとしては、

- ・障害のある者となない者の交流活動
 - ・社会生活に必要な知識・スキル
(社会体験や生活体験、社会保険や住民・福祉サービス)
 - ・個人の生活に必要な知識・スキル
(防災・防犯、料理)
 - ・職業において必要な知識・スキル
(仕事に関係ある知識の習得や資格の取得等)
- が多くなっている。

スポーツ・文化的な活動だけでなく、個人の生活・社会生活・職業に必要な知識・スキルや、障害のある者となない者の交流活動などの学習を充実していくことが必要

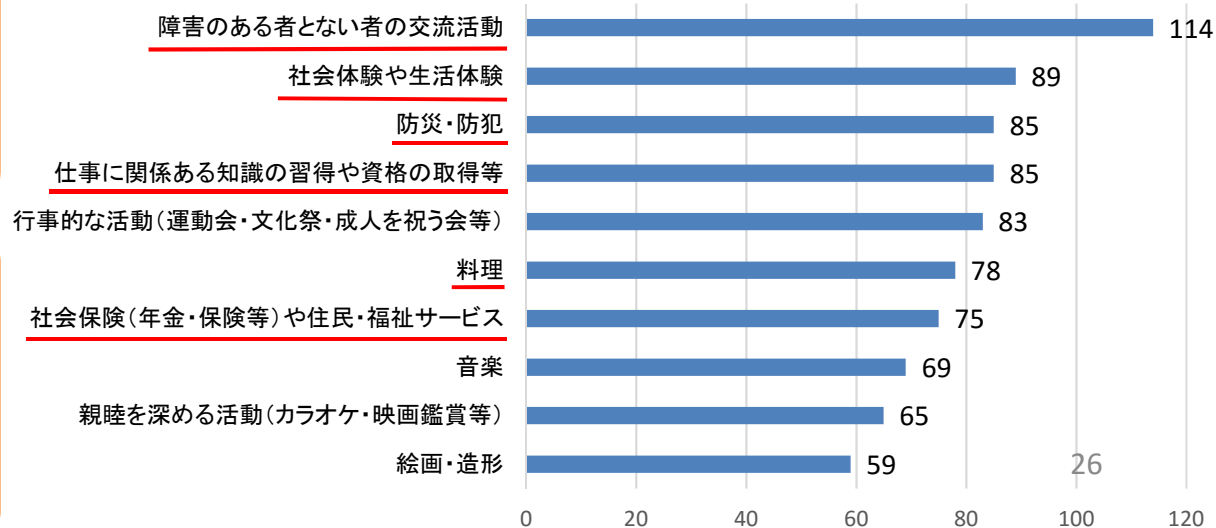
【提供している事業・プログラムの内容】



※その他スポーツは、グランドゴルフ、ボッチャ、ニュースポーツ、サウンドテーブルテニス、車いすテニス等

【今後提供したい事業・プログラムの内容】

(事業・プログラムがないと回答した市区町村)



7-4 学校卒業後の障害者が取り組む事業・プログラムの状況③【特別支援学校】

特別支援学校

○現在提供している事業・プログラムは、

- ・同窓会活動や行事的な活動、親睦を深める活動
- ・スポーツや文化的な活動が多くなっている。

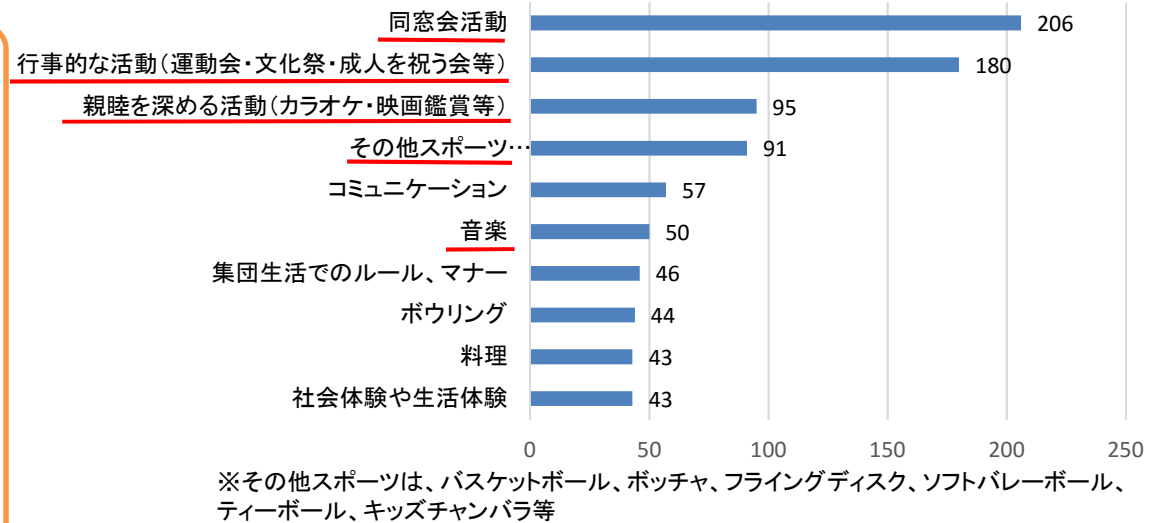
○一方、今後提供したい事業・プログラムとしては、

- ・親睦を深める活動 に加え、
- ・社会生活に必要な知識・スキル
(金銭管理・契約、社会保険や住民・福祉サービス、コミュニケーション、ストレスマネジメント等)
- ・職業において必要な知識・スキル(仕事に関係ある知識の習得や資格の取得等)が多くなっている。



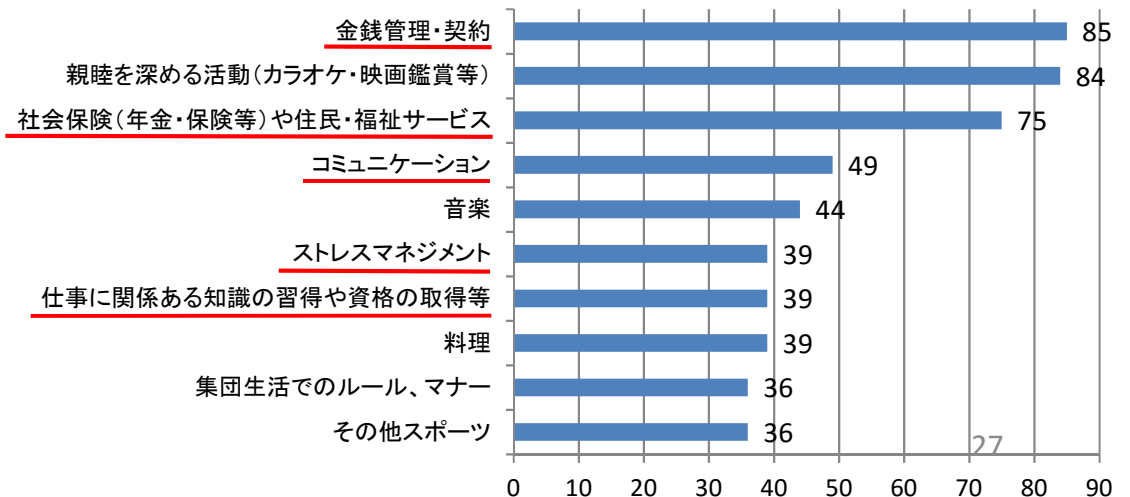
親睦を深める活動などに加え、社会生活・職業に必要な知識・スキルなどの学習を充実していくことが必要

【提供している事業・プログラムの内容】



【今後提供したい事業・プログラムの内容】

(事業・プログラムがないと回答した特別支援学校)



9 把握している本人や保護者のニーズ

	活動の場や 機会の設定	仲間づくりや交流 の機会の設定	財政面での支 援	その他	特に把握し ていない・ 無し
都道府県 (N=11)	3件	4件	1件	0件	5件
市区町村 (N=141)	38件	10件	14件	0件	79件
特別支援学校 (N=187)	68件	26件	7件	12件	74件

* 複数の記述あり

○「活動の場や機会の設定」に関するニーズの例

- ・学びたい意欲はあるが、その場がない。
- ・定期的な学習機会を希望。
- ・社会的スキルに関する学習。
- ・生活費の計画やお金の管理、役所・区役所などへの連絡や書類の提出。
- ・資格の取り方を教えてほしい。
- ・就労に関する学習会の実施を希望。
- ・卒業後の勉強の場がほしい(国語、算数等)
- ・社会参加につながる機会を拡大してほしい。
- ・障害者が主体となって参加できる事業がない。
- ・場が特別支援学校であると通り慣れていて良い。
- ・文化・芸術活動の発表の場の確保。
- ・身近なところで生涯スポーツに参加できると良い。

○「仲間づくりや交流の機会の設定」に関するニーズの例

- ・障害者の日常は作業所、家庭、グループホームの中だけでの生活を余儀なくされており、それ以外の交流の場が必要。障害の有無を越えた方が集まれる安心安全な場が必要。
- ・学校卒業後、友人と会う機会が減ってしまうので、友人等と定期的に合って一緒に活動できる場や親子で参加できる場があればよい
- ・市民との交流
- ・障がい者への理解・啓発の促進
- ・どこに聞けば情報が得られるかが分からない。
(情報ステーションのようなものがあれば利用したい。)

◎ 障害者は学校卒業後の活動の場が限られており、社会生活を自立して送るための学びや、様々な人と交流する機会・場所を求めている。